

# お一人おひとりにとって、何が変わるの？

## －“長寿医療制度”（後期高齢者医療制度）－

**ポイント1** 75歳以上の方お一人おひとりに、被保険者証を交付します。

これまでは加入する制度の被保険者証と老人医療受給者証の2枚必要でしたが、これからは被保険者証1枚で医療を受けられます。大切に使ってください。

**ポイント2** 国保と比べ、保険料は、平均的には、これまでよりも低くなります。

一番普及している算定方式によって全国平均の保険料で比較すると、基礎年金や平均的な厚生年金だけで暮らしておられる方は、負担が軽減されます。

- ・ 基礎年金(月額6.6万円)だけの単身 1人 1,000円/月 (←国保 2,800円/月)
- ・ 平均的な厚生年金(月額16.7万円)の単身・夫婦 夫 5,800円/月 (← " 7,700円/月)

国保の保険料の算定方式が長寿医療制度とは異なるなどの自治体において、負担が増える場合もあります。

**ポイント3** 医療機関に支払う窓口負担は、これまでと同様、原則1割負担（現役並みの所得がある方は、3割負担）

**ポイント4** ご自身の担当医を持つことが可能になります。

あくまでも、ご本人と医療機関が希望される場合です。  
特定の医師にしか診てもらえなくなるわけでもありません。

**ポイント5** 都道府県単位とし、安定的な運営が可能となります。

### <その他のポイント>

- 年金からの保険料のお支払いは、金融機関などで納めていただく手間をなくすため。行政の無駄なコストも省かれます。ご理解下さい。
- サラリーマンに扶養されている方の保険料は、4月～9月は0円、10月～来年3月は本来の保険料の1割負担(平均350円/月)となります。
- 制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」としました。